

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年6月19日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時30分 散会

付託事件

議案第80号、議案第81号、議案第92号（ただし、別表中歳出中第3款、第4款、第7款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）、報告第29号、令和2年請願第3号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第80号 水戸市市税条例の一部を改正する条例
- ② 議案第81号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第92号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款、第7款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）
- ④ 報告第29号 専決処分について（市長の期末手当の臨時特例に関する条例）

(2) 請願審査

- ① 令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願

2 出席委員（7名）

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

議長	安 藏 栄 君	議員	土 田 記 代 美 君
----	---------	----	-------------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君

財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	鈴 木 和 男 君
市民税課長	安 里 裕 行 君	資産税課長	関 根 豊 君
収 税 課 長	佐々木 信 也 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君	防災・危機 管 理 課 長	小 林 良 導 君
男女平等 参画課長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君		
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議会事務局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君		

6 事務局職員出席者

議事課副参事 兼課長補佐	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑未子 君
-----------------	---------	-----	-----------

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、本日の執行部の出席は最小限にとどめることとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、この際御報告いたします。本日一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いをいたします。

[傍聴人入室]

○小泉委員長 これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第80号ほか3件、それに請願1件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第80号ほか3件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは初めに、昨日の委員会で請求いたしました資料につきまして、執行部から説明願います。

議案第80号 水戸市市税条例の一部を改正する条例に関する資料について、執行部から説明を願います。
安里市民税課長。

○安里市民税課長 昨日、6月18日の当委員会において資料の請求をいただきました、たばこ税の推移及び軽自動車税種別割税率につきまして、市民税課提出の資料により御説明いたします。

まず、たばこ税の推移でございますが、資料の1、たばこ売渡本数及びたばこ税の推移に記載のとおりとなっております。

昨日の福島委員の御指摘のとおり、たばこ税は平成29年度から令和元年度まで3年間、19億円ぐらいで推移しており、平成27年度と令和元年度を比較すると、たばこの売渡本数は19.6%、約8,300万本の減少、たばこ税は11.6%、約2億5,400万円の減少となっております。

次に、2、軽自動車税種別割税率につきましては、(1)が原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車の税率でございます。(2)が三輪以上の軽自動車の税率となっております、平成27年度の課税から、新車新規登録分により税率が区分されております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 今回の税制改正で、たばこ税の値上げ、それに対して予測されることは、令和2年度予算で、18億2,730万5,000円という、細かい数字まで出ているんだけど、これで全然増収はないということでもいいのかな。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

令和2年度の予算におきましては、近年の売渡本数の推移から見込んでおり、委員のおっしゃるとおり、たばこにつきましては、健康志向の高まりや、または税率の増税によってたばこ離れが増加していることから、売渡本数、税収につきましても、減少傾向が続いております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 たばこ税は18億2,730万5,000円というんだから、予測がね。まあいいでしょう。

続いて、2番目の軽自動車税ですが、今まで税収の総額というのは聞いていなかったんですけど分かりますか。総額は幾らぐらいですか。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 令和2年度の課税状況でございますが、9万1,394台に対して、6億7,582万1,200円の課税状況となっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 この軽自動車税は、税収の推移というのは相当増えていると思うんだけど。それは、昨年と今年と状況は分からないですか。昨日聞けばよかったんだけど。

6億7,000万円で。その前は幾ら。それだけ分かれば。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

軽自動車税の推移でございますが、平成28年度が5億5,500万円。平成29年度が5億8,500万円。平成30年度が6億900万円となっております。委員御指摘のとおり、軽自動車税については、年々少しずつ増加というような状況になっております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第80号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、付託議案については、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案等について、順次、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は挙手によりお願いをいたします。

なお、議案第92号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度、委員会を開催することにしたと思いますので、あらかじめ御了承願います。

では初めに、議案第80号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第80号について採決いたします。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第81号について採決いたします。

議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款、第7款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

田中委員。

○田中委員 議案第92号については、新型コロナ関係の様々な支援策の補正予算であり、もちろん賛成をしたいというふうに思っております。

今回、5月の臨時議会に続いて、様々な支援策、市独自策も含めて、様々なメニューがございます。そういった準備を各課でされたことについては敬意を表したいと思いますが、今回、5月と6月で合わせて国の1兆円分の水戸市分として、合わせて6億円ということだと思うんですが、国はさらに追加して2兆円ということを計画しているようですので、水戸市にどれくらい来るか。少なくとも10億円以上来るんじゃないかと思っておりますけれども。

議会でも様々な議論がありました。医療関係だとか、地域経済への支援策だとか、それぞれの補助金についても、もっと増額してほしいという声もたくさん聞こえてまいりますので、そういった実情をよくつかんで、積極的な支援を速やかに具体化されるよう要望して賛成したいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 コロナ関係の支援金については、その目的、用途について、有効に活用されたかをぜひ後日報告をされたい。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 今回の臨時予算のうち、コロナ関連予算についてなんですが、実は今情報が大変早くいろいろなところに渡るようになっていまして、今回の議案の内容に関しては議員への説明と同時に、SNSのほうに、市長含め流れたということでもあります。

そうすると、情報が流れたのはかなり早い段階であります。今議決されるまでに約二、三週間かかっているという段階でありますから、もう見た瞬間、市民は、恐らくもう出るんだなという雰囲気になると思っ

いるんですよ。議会のことなんか分からない人も多いので。そうするとその後議決があつて、次は、いよいよ執行という場面になりますけども、そうすると一度見たものは待ち遠しいわけでありませう。

そういう意味では、執行に対してできるだけ速やかに、早く、迅速に執行されること。

そして今度、国の第2次の補正予算が来ます。第2次補正予算に関しては今回の議会の答弁でも、なるべく早くやるので準備もちゃんとしますよということを市長が述べられております。そうすると、第2次の予算と、今回の水戸市の第2段、いわゆる臨時議会の予算がかぶるようなことだと、いや、切れ目ない補正予算じゃないよねと。1回目があつて、次はごちゃごちゃと一緒になったよねということになつちゃうと、市長が話している切れ目のない、ずっとちゃんとやってきたんだよというものに反しちゃうと思うんです。

そういう意味では、議会を通つた後はできるだけ早い執行を、ということをお願いして終わります。意見として言います。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 それぞれの補正予算については、賛成の立場でちょっと意見を1点だけ言わせていただきたいと思ひます。

特にこの避難所に関するものということで、今回、間仕切りを新たに追加購入するというので、できる限り、速やかにまた配備をしていただいて、それと併せて、やはり地域としっかり連携して、その活用の方策とか、そういった辺りをしっかり徹底をしていただくということをお願いしたいというふうに思ひます。

○小泉委員長 ほかにございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第92号について採決いたします。

議案第92号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よつて議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第29号 専決処分について（市長の期末手当の臨時特例に関する条例）について、御意見等がございませうたら願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいですか。

ないようですので、報告第29号について採決いたします。

報告第29号について、承認することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よつて、報告第29号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案等についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、

正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、請願審査を行います。

さきの本会議において、当委員会に付託されました請願は1件であります。

それでは、令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願を議題といたします。

本請願につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本請願の内容につきまして、事務局より朗読させます。

なお、先例・申合せにより、請願の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

○事務局 朗読させていただきます。

2020年5月28日、水戸市議会議長 安藏 栄様。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願。

請願趣旨。

あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった「女性差別撤廃条約」（1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年）の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。2020年1月現在、締約国189か国中113か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差を図る「ジェンダー・ギャップ指数2019」によると、日本は153か国のうち121位といまだ低い状況です。

選択議定書が批准されれば、条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」、「勧告」を通知する制度を定めています。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、国際的基準に立った判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となります。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的・定期的審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。

2020年度までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」、「女性の差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としています。

以上の理由から、国の関係機関への「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を水戸市議会として国に提出することを請願いたします。

請願事項。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を水戸市議会から国へ提出すること。

以上です。

○小泉委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら、発言を願います。

滑川委員。

○滑川委員 私は紹介議員という立場で意見させていただきます。

紹介議員というわけですから内容に賛同しているわけなんですけれども、その理由としては、女性の地位や権利を国際基準にやはり合わせていくことが必要だと思って賛同しております。また、批准されれば、差別をなくすための法整備が進むかなと思っております。

具体的には、例えば選択的夫婦別姓であったりとか、性暴力の被害に遭った方の支援の法律ができたりとか、そういったことが進むかなと思っております。

また、国の問題だけではなくて、そういった法律ができれば、私たち地方自治体の議員も、地方自治体も差別された個人を救済するための、そういった方策も取れるかなと思い、紹介議員とらせていただきました。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 賛同したいと思っているんですが、その前に、担当課長さんがいらっしゃっていると思うんですが、この請願の後段に、国の男女共同参画基本計画の中に、この選択議定書の早期締結について検討を進めるといふ文言があるようなんですけども、本市も同様の計画をお持ちだと思うんですが、そういった部分は何か触れているのかどうかということと。

それから、いろいろな相談窓口として、男女平等参画課があると思うんですけども、どれぐらい、どういったような相談を、市としては受けていらっしゃるか、若干紹介いただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○小泉委員長 石塚男女平等参画課長。

○石塚男女平等参画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

最初の部分なんですけど、国のほうの計画に入っております女性差別撤廃条約の積極的遵守に努める、また女性の差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進めるといふ文言のことにつきましては、現在、私どもの計画のほうには入っておりません。

また、相談に関しましては、私どもも男女平等の参画を阻害する相談につきましては、年に一、二回ぐらい市民の方から入ってきて、それを傾聴するという形にはなっております。

以上です。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

例えば賃金差別とかですと、当然労働局であったり、様々な性暴力であれば警察とか、公的な機関が対応するという、いろいろな窓口はもちろんあると思うんですけど、私はこの請願がある意味示しているとおおり、国連でも21年前に議定書が採択されて以降、締約国の6割はもう批准をしているのに日本はしていないと

いうことは非常に遅れていると言わざるを得ないと思います。

党派の違いを超えて、いろいろな女性団体も国会に何度も要望していて、最近では茂木外務大臣も先延ばししないで、関係省庁の間で結論を出さなければならないというような発言も国会でしているようです。

この資料をよく見ますと、選択議定書、日本が批准をしていないことで申立てが出来ない、受理もされないということですので、何か事案が起きたときに、申し立てる個人の通報あるいは調査、そういう仕組みがあること自体が女性差別に対して国際水準に日本が近づいていくと、そういう第一歩になるんじゃないかなというふうに思いますし、既に批准している国では、131件の前例があって、28件で国の条約違反が認定されたという例もあるようですので、日本の女性差別をなくす法整備にもつながる前向きな提案だと思いますので、私は賛成したいというふうに思います。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

須田委員。

○須田委員 今回、初めてこれが出てきたわけでありますけれども、幸いなんです、私は昭和42年生まれなんですけど、私の周りって男女平等なんです。幸いなんです。あちこちで皆さんが男女は平等じゃないか平等じゃないかと。

唯一あるのが、例えば会社内の女性の管理職の数が少ないとかそういうところは実は私たちの学年でもあるんですが、そういう意味では、実は僕、男女じゃないと思っていて、優秀ならば男性でも女性でもきちんとやっていけばいいと思っているんですよ。ただそれ以外に男女平等じゃないところ、私はほとんど見ることがないので、これをなかなか理解ができないというのが、まず1点目です。

そういう中で、水戸市において何が問題なのか、ということだと思います。水戸市において問題があるから国に提出するんだよということが2つ目。

そんなふうに今私は感じない。しかも先ほどの私が聞いた話だと男女平等に関するいろいろなトラブルというのは、例えばDVに比べれば大変少ない状況にある。それじゃ何のためにやるんだろうというのが2つ目の疑問であります。そこら辺は調査したいと思っています。

また、ここのところにひとつ書いてあるのが、ジェンダー・ギャップ指数2019によると、と書いてありますが、大体こういう数字がどこから出ているかも分からないし、何を基準にしているかも私は勉強してないので、そういう意味では勉強する時間が欲しいと思っています。

それともう1点。初めて聞いたんですが、今、紹介議員の同じ会派の田中委員から、茂木大臣も今後やるんだよと。すぐやりますよと。すぐやりますよと言う方に対して、早くやれよというのはこれは間違っていると思うんですね。

そういう意味では、すぐにこれを賛成、反対ということで上に上げるのではなくて、ちょっと調査させていただいて、茂木大臣がどういうことをやっているんだろうとか、当然ながらジェンダー・ギャップ指数が何なんだろうとか。差別が本当に今日本においてあるのかなとか、そういうことに対してもうちょっと調査をする時間が欲しいので、継続にさせていただきたいと思います。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 本請願についてでございますけれども。

女性差別撤廃条約というものに日本も批准しているわけですから、女性差別に係る様々な問題、課題、これを克服していくというのは、国の責任として当然なんだろうなと思います。

ただ、この選択議定書ですね、1999年に国連で採択されて、約20年余りになるんですが、その間、日本政府としてこれを批准しなかった、何かやはりそこに日本として乗り越えなければならない、整理しなければならない課題もあるんだろうなと思います。

ただ、私どもも、まだちょっとその部分は何であるのかとか、どういった課題があるのか。また、女性差別撤廃委員会への通報がどれほどの効果をもたらすのかとか、その辺も含めて、しっかり私たちも責任ある立場ですから、調査しなければならないと思います。

また、今回、委員会の中に紹介議員もいらっしゃるので、やはりしっかりと内容を精査し、また、調査しながら議論を進めていければなと思いますので、本日のところは継続をお願いしたいというふうに思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、本請願の取扱いについてはいかがいたしましょうか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ただいま、令和2年請願第3号につきまして、継続審査との御意見がございましたので、継続審査することはいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本請願につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、請願審査を終わります。

次に、この際、執行部から発言を求められておりますのでこれを許します。

鈴木契約検査課長。

○鈴木契約検査課長 本年度の入札制度の改正内容につきまして、財務部契約検査課提出資料に基づき説明させていただきます。

今回の改正につきましては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関することでございます。

まず、改正の目的についてですが、工事の適正な施工、品質の確保、下請業者へのしわ寄せ防止及び建設業者が適正な施工体制を確保することができるよう、実効性のあるダンピング対策の充実を図ることを目的とするものでございます。

改正の内容ですが、低入札価格調査基準等について、中央公契連の、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルが、平成31年3月28日に改正されたことを受け、平成31年4月から、国土交通省において、また茨城県においては令和元年7月から、低入札価格調査基準が改

正、施行されております。

本市におきましても、さらなるダンピング受注の防止を図る観点から、低入札価格調査の基準を適時見直しすることとする、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき、低入札調査基準価格及び最低制限価格について改正するものでございます。

これらの制度につきましては、周知期間を考慮しまして、8月1日からの公告、指名から適用してまいりたいと思っております。

説明は以上であります。

○小泉委員長 それでは内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 趣旨内容は何となく分かったんですけども、この直接工事費を90%掛ける95%を、97%に2%引き上げるといふことのようなんですが、具体的にそれでどういう効果が表れるのか簡単に教えてもらえますか。

○小泉委員長 鈴木契約検査課長。

○鈴木契約検査課長 さらなるダンピング対策につながることになりまして、適正な施工体制の確立や下請業者へのしわ寄せなどの防止にさらなる効果があると考えております。

○小泉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時30分 散会